

“年末年始の閉庁日・休館日が変わります”

●今年度から役場庁舎・支所の年末年始の閉庁日が下記の通り変わります。ご利用の際はご注意ください。

変更前 / 12月31日～1月5日まで



変更後 / 12月29日～1月3日まで

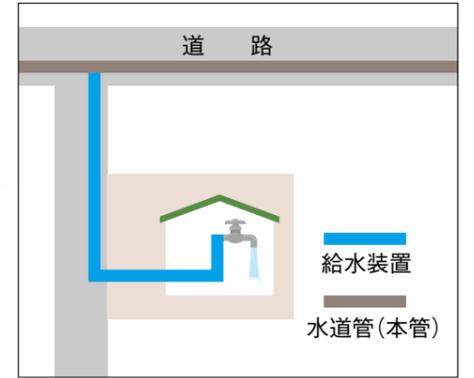
各施設などの年末年始の閉庁日・休館日については、来月号の広報でしかがでお知らせします。

問い合わせ先 / 役場総務課総務係 ☎ 482-2912 (課直通)



冬を迎える前に…

水道本管以外の修理は各戸負担となります



今年も冬将軍が近づいてきています。冬場に長期間留守にしたり、外気温が氷点下になったりすると、水道が凍結しやすくなります。屋外や北側で日が当たらない場所、風当たりが強いところ、むき出しになっている水道管などは、特に凍結に注意が必要です。例年、漏水や凍結が発生するとお問い合わせがありますが、町が敷設した水道管(本管)から各家庭や事業所までの間(給水装置)で漏水や修理が発生した場合は、各戸の負担になります。

水道工事は町指定の「指定給水装置工事事業者」で行ってください

ごく簡単な修理(例・パッキンの取り換え)など、給水装置の末端に設置されている部品の取り換え以外の水道の工事については「水道法」の規定により町長が指定した「指定給水装置工事事業者」以外はできないこととなっています。町が指定している事業者は右の表のとおりです。

弟子屈町指定給水装置工事事業者

給水装置工事事業者	住 所	電話番号
(有)鎌田水道工務店	高栄3-1-6	482-2140
(株)協和建設	高栄1-2-2	482-2369
(有)服部水道工務店	摩周1-2-1	482-1066
鋼管建設工業(株)	美里4-1-20	482-4217
(株)近藤建設	鈴蘭2-1-11	482-1060
(株)大栄電業	泉4-10-3	482-2677

漏水調査を行っています

町では、「検針票の使用量が毎月と比べて多い」、「水道を使用していないのに水道メーターが動いている」など、漏水の疑いがある場合には無料で漏水調査を行っています。調査を希望する方は役場水道課までお問い合わせください。漏水が本管から給水装置(蛇口)の間で発生していた場合は1カ月以内に修理を行います。期限内に修理がされない場合には漏水による水道料金もお支払いしていただくこととなりますので、ご注意ください。

また、各戸で漏水を発見し、修理をされた場合は、役場水道課にも必ずご連絡をお願いします。



問い合わせ先 / 役場水道課 ☎ 482-2942 (課直通)

【町外事業者】		
東陽設備(有)	大空町東藻琴392-14	0152⑥2753
大倉工業(株)	釧路市光陽町6-6	0154②5176
(株)共立	釧路市松浦町11-3	0154②0808
総合設備(株)	釧路市入江町7-27	0154⑤3116
太平洋設備(株)	釧路市春採5-16-17	0154④63474
後藤工務店(有)	釧路町若葉5-26	0154③62325
第一水道工業(株)	釧路市入江町8-5	0154③3414
(株)竹崎工業	別海町西春別駅前錦町200	0153⑦72144
(有)細谷設備	中標津町計根別本通東5-20-1	0153⑧2626
(株)ナカセツ	中標津町桜ヶ丘3-17	0153⑦9442
(株)クラシアン	釧路市川上町6-2	0120-511-511
(株)田中設備工業	帯広市西10条南28丁目26	0155⑥6565
高和設備工業(株)	中標津町西11条南7丁目1番地	0153⑦2711

売る・買う・貸す・借りる 空き家バンク制度を活用してみませんか?

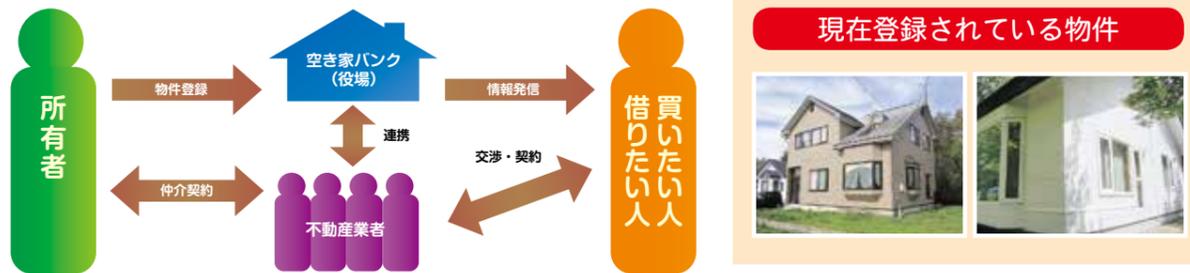
町内に使っていない空き家をお持ちの方は、空き家バンク制度の利用をぜひご検討ください。あなたの空き家が誰かの住環境を改善するかもしれません!

今までの

登録件数 78件

契約成立数 62件

～空き家バンク登録、契約までの流れ～



現在登録されている物件



問い合わせ先 / 役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 482-2913 (課直通)

11月は虐待防止推進月間

町では、児童虐待の予防や早期発見、適切な保護および自立支援を図る目的として、弟子屈町要保護児童対策地域協議会を設置しています。「児童虐待の防止等に関する法律」では「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない(児童虐待禁止)」と定められています。虐待を受けたと思われる児童を発見した方は、役場健康こども課こども支援係(要保護児童対策地域協議会対策調整機関)や児童相談所などの関係機関に通告することが義務付けられています。通告者のプライバシーは法律で保護されています。



- **身体的虐待** / 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、濡れさせるなど
- **性的虐待** / 子どもへの性的虐待、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- **ネグレクト(育児放棄)** / 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病院に連れて行かないなど
- **心理的虐待** / 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で暴力を振るう、夫婦げんかなど 夫婦げんかや家庭内での配偶者間暴力(DV)は子どもへの「心理的虐待」にあたります!

問い合わせ相談先 役場健康こども課こども支援係(要保護児童対策地域協議会対策調整機関) ☎ 482-2935 (課直通) 釧路児童相談所 ☎ 0154-92-3717